

# 高額療養費・限度額適用認定証について

## ● 高額療養費とは

被保険者や被扶養者が高額な医療費を負担した場合、同一月で自己負担限度額を超えた分は、健保組合から払い戻されます。尚、自己負担限度額は所得区分によって異なります。

医療費の自己負担限度額（1ヶ月あたり）

70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額（1ヶ月単位・医療機関毎）
標準報酬月額83万円以上	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1%
標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1%
標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%
標準報酬月額28万円未満	57,600円
低所得者（住民税非課税世帯）	35,400円

70歳以上の方 現役並みⅡ、Ⅰの方は限度額適用認定証を提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。現役並みⅢ、一般の方は高齢受給者証を提示することで自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請不要です。

所得区分	自己負担限度額（1ヶ月単位・医療機関毎）
現役並みⅢ（標準報酬月額83万円以上）	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1%
現役並みⅡ（標準報酬月額53万円以上83万円未満）	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1%
現役並みⅠ（標準報酬月額28万円以上53万円未満）	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%
一般（標準報酬月額28万円未満）	外来：18,000円 入院：57,600円
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）	外来：8,000円 入院：24,600円
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯 年金収入80万円以下等）	外来：8,000円 入院：15,000円

総医療費に、実際にかかった医療費総額（1ヶ月単位・医療機関毎・食事代、保険外除く）をあてはめて計算すると、自己負担限度額（窓口で負担する額）が算出されます。

## ● 限度額適用認定証とは

事前に健保組合に申請し、「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等の窓口で提示すると、窓口での支払額が自己負担限度額までに済みます。

但し、食事代や保険適用外の費用については、限度額は適用されません。

この申請は必ず必要ではありません。あらかじめ窓口負担をおさえたい方は申請ください。

## ● 付加給付制度について

JSR健保組合は独自の付加給付制度があり、自己負担限度額から1件あたり25,000円を超えた分は、健保組合にて自動計算し、後日払い戻されます。

但し、国や市区町村から医療費助成を受けられている場合は調整されます。

## ● 高額療養費や付加給付の支給方法について

健保組合にて自動計算し、診療月の約3～4ヶ月後に給付金として自動的に支給いたします。

ご本人による申請手続きは不要です。

## 【注意】 限度額適用認定証の有効期間

認定証の発効年月日は、申請書を健保組合で受け付けた日の月初からです。

認定証の有効期限は、最長1年までです。

※申請書受付日より前の月の認定証は原則交付できませんので、日程に余裕を持って申請ください。

例) 12月5日に申請書を受け付けた場合

11月	12月	1月	2月
	▲ 12/5申請書受付		
×発効できない期間		○発効可能な期間（12/1～翌年11/30まで）	

\* 申請・給付の流れは次ページをご確認ください

## 申請・給付の流れについて

**限度額適用認定証の申請は、した場合もしなかった場合も最終的な自己負担額は同じです。**  
あらかじめ医療機関窓口で自己負担をおさえるか、後日健保組合から払い戻しを受けるかの違いです。  
以下のフローにてご確認ください。

### 医療機関での窓口負担を減らしたい場合 (限度額適用認定証を申請)

### 医療機関窓口で自己負担額 (2～3割)を支払う場合

「健康保険限度額適用認定証交付申請書」  
をJSR健保組合ホームページから  
印刷し、健保組合までご提出ください



申請書が届き次第「限度額適用認定証」を  
発行し、お送りいたします



医療機関窓口で、認定証を提示して  
お支払ください  
\* 窓口負担額を、自己負担限度額  
までにおさえることができます

**※付加給付や、高額療養費の多数該当や世帯合算は、窓口では適用されません。**



認定証は、有効期限に達したときや不要に  
なった場合、健保組合までご返却ください



診療月の約3～4ヶ月後に、高額療養費や付加給付金、高額療養費の多数該当や  
世帯合算給付金を、健保組合で自動計算し、給付金として支給いたします。  
支給の際には、あらかじめ「給付金支給決定通知書」をお送りいたします。

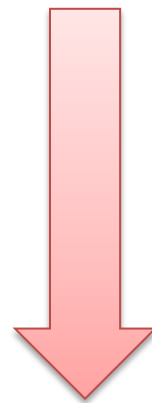
※支給方法は、①②③のいずれかでお支払いいたします。

①JSRの方…事業主経由（給与）にて支給。

②G企業の方…会社によって異なりますので、事業所の給与厚生担当課へ問合せください。

③退職者、任意継続の方…指定口座へ支給。

申請は不要です



医療機関窓口で、自己負担額  
(2割～3割)をお支払ください  
※誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割

